

<日進市都市マスタープランの改定について>

1 概要

- ・都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2第1項に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、都市の将来ビジョンとその実現に向けて土地利用、都市施設の整備、市街地の整備、開発、保全の方針を定めるもの。
- ・現行の都市マスタープランは平成23年3月に公表し、平成32年（令和2年）を目標年次として定めているため、令和2年度末に都市マスタープランを改定する。

2 都市マスタープランの構成案

序章 計画の策定にあたって

第1章 現況特性の把握

第2章 課題の整理

【全体構想】

第3章 都市づくりの理念と基本目標 ・ ・ 資料1-3

第4章 将来都市構造 ・ ・ 資料1-4

- 1 将来フレーム
- 2 将来都市構造

第5章 都市づくりの方針 ・ ・ 資料1-5

【地域別構想】

第6章 地域別構想
※小学校区ごと（9学区）で作成 ・ ・ 資料1-6

第7章 計画の実現に向けて ・ ・ 資料1-7

参考資料（用語集等） ・ ・ 資料1-8

3 検討体制

【庁内】

- ・土地利用会議
- ・土地利用研究会

【庁外】

- ・都市計画審議会
- ・地域別ワークショップ（8回のべ151名参加）
- ・学区別アンケート（回答総数283名）
- ・パブリックコメント（1～2月予定）

4 今後の検討スケジュール案

資料1-9 のとおり